

# 南流山中学校移転に伴う設計業務委託特記仕様書

## 第1 業務概要

1 業務名称 南流山中学校移転に伴う設計業務委託特記仕様書

2 業務場所 流山市大字鰐ヶ崎1662番地の1ほか

### 3 委託業務の概要

- (1) 既存施設、既存設備の状態把握のための現地調査
- (2) 既存施設を中学校へ改造する基本設計
- (3) 既存敷地に屋外プールを増築する基本設計
- (4) 工事発注に向けた実施設計及び積算
- (5) 改修設計及び敷地分割に関わる測量業務

### 4 計画施設の概要

この設計業務のうち、増築、改修の対象となる施設の概要は、以下のとおりとする。ただし、必要諸室等の確保を条件とし、建物配置及び教室等の配置は基本設計で検討し、発注者と協議の上、決定していくものとする。

#### (1) 増築施設

屋外プール、体育倉庫、駐輪場

#### (2) 改修施設

改修の対象となる既存建築物の配置は、別添「東洋学園大学旧校舎配置図」のとおりである。

ア) 校舎棟（42学級以上）、体育館、武道場、調理場、付属施設

棟	構造	階数	建築面積	延べ面積	竣工年
1+2号館	RC造	地上4階	2,627.20	7,690.03	S54
3号館	RC造	地上2階	760.76	1,283.62	S63
5号館	RC造	地上3階	1,190.13	1,395.34	H4
6号館	RC造	地上7階		4,167.67	H4
第1体育館	RC+S造	地上2階	1,295.70	1,392.44	H4
9号館別館	RC造	地上2階	357.61	647.82	H5
7+8号館	SRC造+RC造	地上4階	1,735.76	5,410.24	H9
第2体育館	RC+S造	地上3階	1,936.52	2,927.92	H9

新学生会館	RC 造	地上 3 階	698.56	1,663.42	H9
9号館 (申請上 10号館)	RC 造	地上 3 階	1,535.38	4,197.13	H10

イ) 外構、グラウンド

5 委託期間

契約締結日の翌日より令和 5 年 1 月 10 日までとする。

6 その他

建設箇所にあたり、撤去又は移設等が必要なものが発生する場合は、協議の上、決定して行くものとし、その設計は本業務委託の範囲とする。

## 第 2 設計業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書（国土交通省官庁営繕部/平成 31 年改定）」による。

1 特記仕様書の適用

特記事項の中は、印の付いたものを適用する。

- 印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
- 印と※印が付いた場合は、共に適用する。

2 業務責任者の資格要件

業務の実施にあたっては、次の資格要件を有する業務責任者等を適切に配置した体制とする。なお、「業務責任者等」とは、業務責任者、専門技術者の総称をいう。

(1) 業務責任者は、建築士法（昭和 25 年法律 第 202 号）による次の資格を有し、建築設計についての高度な技術能力及び経験を有する者とする。

※ 一級建築士

- ・ 建築設備士
- ・ 一級建築士又は二級建築士

(2) 専門技術者は、設計図書の設計内容を的確に判断するとともに、建築設計についての技術能力及び経験を有する者とする。

(3) 専門技術者の中から、建築（意匠および構造）、機械設備、電気設備の各部門に 1 名ずつ選定し、配置する。

(4) 業務責任者は次の部門に限り、専門技術者と兼務することがで

きる。

※ 建築（意匠）

・ 建築（構造）

・ 機械設備

・ 電気設備

(5) 専門技術者は、以下の部門に限り兼務することができる。

※ 建築（意匠）と建築（構造）

・ 機械設備と電気設備

・ 建築（意匠）、建築（構造）、機械設備および電気設備

### 3 業務計画書

業務計画書の内容は次による。

(1) 業務責任者、専門技術者の氏名、業務経歴及び各資格者証の写し

(2) 協力者の会社名、住所、氏名、連絡先、業務経歴及び業務の再委託の範囲

(3) 業務工程表

(4) 実施要領書

(5) 調査場所、調査工期、方法、使用機械及び使用材料

(6) その他必要事項

### 4 設計業務の範囲

(1) 既存施設の調査業務 (令和3年6月30日までに提出)

ア 既存施設及び既存設備の状態確認と活用の検討

イ 改修設計のための、上記の現地調査結果資料の作成と報告

ウ 既存施設の竣工図よりアスベストの含有が疑われる箇所について図面及び現地調査の実施及び報告書作成

(2) 一般業務

ア 一般業務の内容は、平成31年国土交通省告示第98号に掲げるものとし、範囲は施設の建築、電気設備、空調換気設備、給排水衛生設備及び昇降機設備の基本設計及び実施設計とする。なお、本体工事に付随する各設備工事及び外構工事を含めるものとする。

イ 基本設計の策定 (令和3年11月30日までに提出)

建物改修概要、教室配置計画（比較検討含む）、工期など事業

## 概要説明資料及びパブコメ資料の作成

ウ 基本設計に基づく工事費概算書の作成（令和3年9月中旬までに提出）

（ただし、積算の目標値となる概算工事費は令和3年6月末）

エ 実施設計の策定（令和4年7月25日までに提出）

改修図作成にあたり、建築一般図のCAD化及び、改修に係る箇所の現況図と撤去図の作成を含む。

オ 実施設計に基づく工事費概算書の作成（令和4年3月中旬までに提出）

## （3）追加業務

ア 積算業務（工事内訳書の作成、数量調書の作成、単価比較表の作成、代価表の作成、見積徴収、刊行物等の単価根拠の作成、見積調書の作成）（令和4年7月25日までに提出）

イ 増築・改修対象施設の面積表の作成

ウ 工事工程計画の作成

エ 建築確認申請その他法令手続き業務

オ 建築確認取得に伴う既存遡及措置（既存不適格台帳作成など）

カ 千葉県福祉のまちづくり条例に基づく届出手続き業務

キ 設計VEへの協力業務

ク パース図の作成（基本設計及び実施設計時それぞれに鳥瞰パース1面、内観パース3面）

ケ 流山市街づくり条例に基づく届出手手続き業務

コ 流山市開発事業の許可基準等に関する条例に基づく届出手手続き業務

サ その他法令手続き業務

シ その他別添要領書による。

ス 国庫負担事業認定申請手続きの補助業務

セ リース契約導入の検討

ソ 第三者機関による構造計算書検証の実施業務

（確認申請が不要な構造改修を行った場合）

## （4）測量業務

改修設計及び敷地分割に必要な敷地測量業務（現況測量、真北測

量、高低測量、求積図)

## 5 地質調査

本設計業務にあたり、増築予定場所内において実施する地質調査は次のとおりとする。

(1) 土質ボーリング 30m × 5箇所

(2) 報告書作成

(3) 地盤調査

ア 土質ボーリング

イ 標準貫入試験

ウ 土質試験

エ 解析等調査

## 6 基本設計における検討

(1) 諸室配置計画を数パターン作成し、比較検討すること。

(2) 決定した基本設計に至る経緯を、市長及び議会に対して説明するための資料の作成。

## 7 実施設計における構造強度について

・建築物としての構造強度については、建築基準法による他、日本建築学会の構造計算規準並びに設計指針、2007年版建築物の構造関係技術基準解説書（国土交通省住宅局建築指導課他編集）等構造関係規定に準拠すること。

(1) 増築

・施設の構造体耐震安全性の分類

施設の構造体耐震安全性の分類は、官庁施設の総合耐震・津波計画基準（（旧）建設大臣官房官庁営繕部監修）平成25年度版のII類とする。

・施設の非構造体耐震安全性の分類

施設の非構造体耐震安全性の分類は、官庁施設の総合耐震・津波計画基準（（旧）建設大臣官房官庁営繕部監修）平成25年度版のB類とする。

・設備の耐震対策

設備の耐震対策は、官庁施設の総合耐震計画基準（（旧）建設大臣官房官庁営繕部監修）平成8年度版の耐震クラスの乙類とする。

(2) 改修

- ・改修対象施設については、室用途変更に伴う構造検討を行うこと。

- ・改修における構造強度は既存同等を確保すること。

## 8 貸与品等

本設計業務にあたり、貸与する図面及びその他必要な物品等は次による。

	3号館	5・6号館	第一体育館
建築確認通知書	なし <input checked="" type="radio"/> あり	なし <input type="radio"/> あり	なし <input checked="" type="radio"/> あり
竣工図面	なし <input checked="" type="radio"/> あり	なし <input checked="" type="radio"/> あり	なし <input checked="" type="radio"/> あり
構造計算書	なし <input checked="" type="radio"/> あり	なし <input checked="" type="radio"/> あり	なし <input checked="" type="radio"/> あり

	7・8号館	9号館別館	9号館
建築確認通知書	なし <input checked="" type="radio"/> あり	なし <input checked="" type="radio"/> あり	なし <input checked="" type="radio"/> あり
竣工図面	なし <input checked="" type="radio"/> あり	なし <input checked="" type="radio"/> あり	なし <input checked="" type="radio"/> あり
構造計算書	なし <input checked="" type="radio"/> あり	なし <input checked="" type="radio"/> あり	なし <input checked="" type="radio"/> あり

※資料はPDFでの貸与(CADデータはなし)

## 9 成果物

成果物及び提出部数は次のとおりとする。なお、(1)計画書、(2)設計書の成果図書には別紙一覧に記す図書等を含む。

### (1) 計画書

- |                                  |                    |                     |
|----------------------------------|--------------------|---------------------|
| <input checked="" type="radio"/> | 計画案説明書             | 1部(※ <sup>1</sup> ) |
| <input checked="" type="radio"/> | 現地調査資料             | 1部                  |
| <input checked="" type="radio"/> | 施設概要書(市広報誌、市HP掲載用) | 1部                  |

### (2) 設計書(建設省告示第1206号別表第2における成果図書)

- |                                  |                  |                              |
|----------------------------------|------------------|------------------------------|
| <input checked="" type="radio"/> | 設計図面             |                              |
|                                  | 二つ折りソフト製本 原図サイズ  | 各1部                          |
|                                  | 二つ折りソフト製本 A-3縮小版 | 各2部                          |
|                                  | 白焼きバラ A-3縮小版     | 2部(※ <sup>2</sup> )          |
| <input checked="" type="radio"/> | 設備等の計算書          | A-4又はA-3 1部                  |
| <input checked="" type="radio"/> | 工事費内訳書           | A-4 1部(※ <sup>2</sup> )      |
| <input checked="" type="radio"/> | 設計事務所表紙          | 各工事ごと1部(※ <sup>2</sup> )     |
| <input checked="" type="radio"/> | 数量調書             | A-4又はA-3 1部(※ <sup>2</sup> ) |

●	単価比較表・代価表・見積書・見積調書・根拠図書・カタログ等（写し）	1 部 (※ <sup>2</sup> )
●	業務日誌・打合せ記録	A - 4
●	電子データー	CD-R 等
	設計図面 CAD	JWW ファイル及び PDF ファイル
	工事費内訳書	Excel ファイル及び PDF ファイル
	数量調書・単価比較表・代価表・見積調書	Excel ファイル
	見積書・根拠図書・カタログ等	PDF ファイル

### (3) 閲覧用設計図書

●	設計図面バラ	原図サイズ	1 部
●	金抜き内訳書（市指定表紙）	A - 4	1 部
●	設計図面	PDF ファイル形式	CD- R 等
●	金抜き内訳書	PDF ファイル形式	1 枚

※<sup>1</sup> ※<sup>2</sup> A 4 版・ハードファイル等に取りまとめる。

## 1 0 建築士法に基づく重要事項説明について

本設計業務委託を受託するにあたっては、管理建築士または所属建築士は、建築士法に基づき、書面にて交付し、流山市教育委員会学校施設課の本契約にかかる担当者に対し重要事項説明を行うこと。

## 1 1 その他

委託の内容等は、本仕様書に記載のとおりとするが、現場状況、関係各機関との打ち合わせにより変更があった場合は、監督員と協議し、指示により業務を進めるものとする。

なお、上記により委託の内容に軽微な変更が生じても委託の範囲内とする。

また、本業務はコンストラクション・マネジメント（以下 CM という。）方式による CM 業務を別途委託する。